

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (平成 22 年 9 月末時点)

《調査について》

- 食品安全委員会が行った食品健康影響評価（リスク評価）が、食品の安全性の確保に関する施策（管理措置）に適切に反映されているかを把握するため、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号に基づき、食品健康影響評価の結果に基づく関係行政機関（リスク管理機関）の施策の実施状況について、調査を行った。

なお、本調査については、前回までの調査（第 1 回（平成 16 年 6 月報告）、第 2 回（同年 12 月報告）、第 3 回（平成 17 年 10 月報告）、第 4 回（平成 18 年 4 月報告）、第 5 回（平成 18 年 10 月報告）、第 6 回（平成 19 年 4 月報告）、第 7 回（平成 19 年 10 月）、第 8 回（平成 20 年 4 月）、第 9 回（平成 20 年 10 月）、第 10 回（平成 21 年 4 月）、第 11 回（平成 21 年 10 月報告）及び第 12 回（平成 22 年 4 月報告）に引き続き、13 回目の調査である。

- 今回は、食品安全委員会が食品健康影響評価を行い、平成 21 年 10 月から平成 22 年 3 月までの間に厚生労働省、農林水産省に対してその結果の通知を行った評価品目（7 分野、56 品目）について、調査を行った。

添加物 5 品目、農薬 2 3 品目、動物用医薬品 9 品目、化学物質・汚染物質 1 品目、プリオン 2 品目、遺伝子組換え食品等 1 5 品目、肥料・飼料等 1 品目

- また、前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（9 分野、171 品目）についても、調査を行った。

添加物 1 5 品目、農薬 9 2 品目、動物用医薬品 2 5 品目、化学物質・汚染物質 2 9 品目、微生物・ウイルス 2 品目、かび毒・自然毒 1 品目、遺伝子組換え食品等 1 品目、新開発食品 4 品目、肥料・飼料等 2 品目

- 調査は、評価結果の通知を行った関係行政機関から、対象の評価品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」による報告（平成 22 年 9 月 30 日現在）を受けることで行った。

《施策の実施状況の概況》

- 全般的なリスク管理措置の傾向としては、前回調査（平成 22 年 3 月末時点）よりリスク管理措置済みのものや審議会での答申等まで進捗しているものの割合は高くなっている（※）。

また、リスク管理措置の済んだもの（別紙 1 の一覧表の A に分類）については、いずれも残留基準が適切に（TMDI 又は EDI が ADI を超えない範囲で）設定されるなど、特段の問題のあるものは見受けられなかった。

※ リスク管理措置済みの割合 今回：31% 前回：14%

- リスク管理措置が遅れているのは、農薬と動物医薬品であり、その中でもポジティブリスト導入に伴う暫定基準の見直しが比較的遅れている。審議会の準備中（資料 5-2 の一覧表の F に分類）の品目のうち、特に対応が遅れているものについて、その状況の詳細を調査したところ、準備中である主な理由は残留データの収集中というものが多かった。

なお、こうした品目についても、ポジティブリスト制度の下、海外の基準等を参考にした暫定基準が設定されており、規制が行われている。

- なお、清涼飲料水の規格基準の見直し（農薬、化学物質）については、7 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、方針が決定され、農薬については、ポジティブリスト制度の中で対応することされ、化学物質については、順次基準を見直すこととされている。

《資料》

資料 5-2：評価分野別施策実施状況一覧表

資料 5-3：具体的なリスク管理施策内容

資料 5-4：リスク評価結果の結果に基づく施策の実施状況調査シート